

【講演料の支払について】

法人・個人に関わらず全て古畑会計事務所に報告する必要がある。

したがって、講演料・宿泊費・旅費等の支出に関しては、予め事務局と相談の上、支払い方法を決定する。

(個人及び個人事業主宛の支払)

源泉徴収税は「預り金」として処理する。

源泉徴収の対象は、講演料の他に宿泊費・旅費も対象になる。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別税の額は以下のとおりとなる。

報酬・料金等 (=A)	源泉徴収税額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

(小数点以下は切り捨て)

<講師の手取り額をジャスト20,000円とする場合>

$20,000\text{円} \div (1 - 0.1021) = 22,274\text{円}$

講演料(税込)を22,274円として領収書をもらい、講師には20,000円を支払う。

$22,274\text{円} \times 10.21\% = 2,274\text{円}$ (源泉徴収税額)

$22,274\text{円} - 2,274\text{円} = 20,000\text{円}$ (講師への支払)

<他の金額の場合>

講師への支払額	領収書(税込)
10,000円	11,137円
20,000円	22,274円
30,000円	33,411円
40,000円	44,548円
50,000円	55,685円

支部会計の支出は20,000円を計上(勘定科目は支払手数料)

源泉徴収税2,274円は事務局にて「預り金」として計上

【必要書類】

(個人及び個人事業主)

- ・請求書(住所・源泉所得税記載)
- ・領収書または振込明細書

1年で50,000円(消費税込)を超えて支払ったとき、下記も添付

- ・身元確認書類
(マイナンバーカード 表と裏・運転免許証 表と裏・パスポート・住民票)の写し

(法人)

- ・請求書
- ・領収書または振込明細書

【注意事項】

講演料から源泉徴収した所得税及び復興特別税は、支払った月の翌月10日迄に納めなければならないため至急報告のこと。